

鳥取県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年12月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成20年12月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
俵原青谷線	変更前	鳥取市青谷町善田字平田前351-4地先から同字44-6地先まで	12.2~34.2	313.0
	変更後	鳥取市青谷町善田字平田前351-4地先から同字44-6地先まで	10.0~36.9	332.0
		鳥取市青谷町善田字平田前353-4地先から同字45-10地先まで	12.2~22.1	158.0